

入札説明書

沖縄県企業局が発注する「自家用電気工作物保安管理業務委託(粟国浄水場)」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和4年3月3日

2 入札に付する事項

- (1)件名 自家用電気工作物保安管理業務委託(粟国浄水場)
- (2)業務内容 仕様書による
- (3)契約期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日
- (4)履行場所 粟国村字浜地内
- (5)その他 本業務は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額または削除があった場合、本契約は解除する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札公告のとおり

4 入札説明書及び仕様書に対する質問

本入札に関し質問がある場合は、下記により行うこととする。

- (1)質問期限 令和4年3月8日(火)17:00まで
- (2)提出方法 持参又はファクシミリ送信によること
- (3)提出先
〒904-0113 沖縄県中頭郡北谷町字宮城1-27
北谷浄水管理事務所 海水淡水化センター
FAX 番号 098-936-5276
- (4)回答方法 回答は質問期限の翌日以降に北谷浄水管理事務所にて掲示するとともに入札情報システムに掲載する。

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2)国(独立行政法人、公社を含む。)、沖縄県企業局及び沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
※令和2年3月14日以降に契約期間が満了したものが対象となる。
- (3)入札保証金に係る書類
次のいずれかに該当する書類を令和4年3月11日(金)17:00までに北谷浄水管理事務所へ提出

すること。

① 入札保証金免除の場合

同種・同規模契約の履行実績(様式2)及び契約書の写し
入札保証契約をした場合はその証書

② 入札保証金を納付する場合

入札保証金納付書発行依頼書(様式3)を提出すること。確認後、納入通知書を発行するので、金融機関にて納付し、領収書の写しを提出すること。納付期限等は入札保証金説明書のとおり。

6 入札執行の日時及び場所

一般競争入札公告のとおり

7 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
- (2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。
- (3) 入札書のくじ番号入力欄には、任意の3桁の番号を入力すること。
- (4) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書(様式自由)を提出すること。
- (5) 内訳書は、作成年月日、件名、単位、数量、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。
- (6) 電子入札システムにより内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB 以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。

8 事後審査時の提出書類

落札候補者は、次に掲げる書類を直接又は郵送により北谷浄水管理事務所へ提出すること。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期間内に補正することを認める。なお、提出された書類の返却はしない。

(1) 提出書類

- ① 様式1 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 業務に従事する者の職氏名および資格証
- ③ 様式2 同種・同規模契約の実績、契約書等の写し

9 再入札

開札後、落札者がいない場合は、引き続き同日中で「再入札」を行う。電子入札業者に当たっては、開札時間後に、速やかに再入札に対応出来るよう対処すること。(再応札時間内[通知後30分程度]で再入札がない場合は、「欠席」(再入札を辞退する)として取り扱う。)再入札は2回とする。再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施工令第167条の2第1項8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。紙入札で再入札に参加する業者については、電子入札及び紙入札の再入札が完了するまで、待機となる。

10 契約保証金に関する事項

(1) 落札者は、財務規則第 101 条第 1 項の規程により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 国（独立行政法人、公社を含む。）又は沖縄県企業局および沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
※令和 2 年 3 月 14 日以降に契約期間が満了したものが対象となる。

11 その他

(1) 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約の取り交わしを行うものとする。

(2) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札に参加すること。